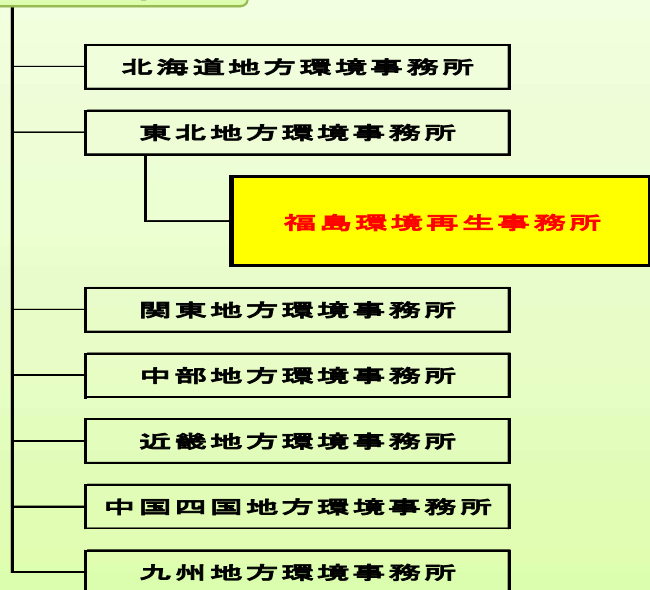


# 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、福島地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件

## 改革前

### 地方支分部局



## 改革後

### 地方支分部局



○東日本大震災の発災から6年を迎え、復興・創生の取組を一層加速化し、被災された方々の生活を一刻も早く取り戻す必要がある。

○そのためには、環境省が担う放射性汚染物質の対処に関する業務を一元化・充実させることが重要と考えており、

・本省において、関係業務を一元化し、新たに環境再生・資源循環局を設置するとともに、  
・今後、中間貯蔵施設の整備や指定廃棄物の処理など、最も重要な業務を行うべき福島県において、これまで東北地方環境事務所の支所であった福島環境再生事務所を、地方支分部局である福島地方環境事務所へ格上げすることで、現地の意思決定の迅速化及び体制強化を図る。

○地方支分部局の設置については、地方自治法第156条第4項に「国の地方行政機関は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。」と規定されていることから、国会の承認を求めるもの。